- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(601))
- 2. 日 時: 平成30年1月17日 10時00分~16時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、津金管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、田尻安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長(他17名)

5. 要旨

(1)日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、 新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があり、原子力規制庁か ら主に以下の点について指摘を行った。

【溢水防護方針の変更について】

- 施設定期検査中の溢水対策の変更点について、これまでの審査会合での審査 内容を踏まえ、変更理由を明確にして提示すること。
- 〇 前回のヒアリングにおいても指摘しているが、施設定期検査中の原子炉建屋原子炉棟6階の溢水高さを0.67メートルと評価していることに対し、堰と止水板の合計高さを0.7メートルとしている根拠について、設計方針を踏まえて提示すること。
- 施設定期検査中の原子炉建屋 6 階の溢水対策について、スロッシング水を戻す運用として使用する可搬型排水ポンプの配備数等の根拠を整理して提示すること。

【東海発電所と東海第二発電所の同時事故発生時の体制】

O 東海第二と東海発電所で災害対策要員を兼務する必要性について整理して提示すること。

【コンクリート密度の見直し】

O 既許可の被ばく評価に用いているコンクリート密度の妥当性について、原子 炉建屋原子炉棟外壁(二次遮蔽)及び原子炉建屋付属棟外壁の密度の設定条 件を整理し、評価結果を提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち 「41条 火災による損傷の防止」について説明があり、原子力規制庁から主 に以下の点について指摘を行った。
 - 〇 常設代替高圧電源置場に設置する軽油貯蔵タンクから各電源設備への移送系 統について、最新の設置図を設計方針に基づき整理して説明すること。
- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係わる主な変更点についての補足 説明資料 (DB一式)
- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係わる主な変更点についての補足 説明資料 (SA一式)
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- 東海第二発電所 重大事故等対処設備について(補足説明資料)
- 柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目:第4 1条】